6 障がい児支援の充実

(1) 子どもの発達支援の充実

【推進の視点】

- ・ 障がいのある子どもは、他の子どもと異なる特別な存在ではなく、同じ子どもであるという視点に立って、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策の育ちの支援とともに、発達の段階や個々の障がい特性に応じて障がい児支援が連携し、障がいのあることが大きな不安や負担とならないよう、子どもとして健全に育つ権利を保障することが必要です。
- ・ 障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労しまるとう かんけいきかん れんけい はか き め な いっかん しぇん ていきょう たいせい こうちく はか ひっょう 支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。
- ・ 障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無 にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン(包容) を推進する必要があります。
- ・ 障がいのある子どもへの対応については、可能な限り早期に療育を開始し、基本的な生活習慣の

 「はゅうとく うんどうきのう はったつ きき しゃかいせい いくせい はいりょ ひっよう
 習得や運動機能の発達を支えるとともに、社会性の育成などに配慮が必要です。

- ・ 障がいのある子どもとその家族への支援が身近な地域で受けられるよう、乳幼児健康診査などの ほしょけん こそだ しえんとう なか そうきそうだん かぞく じゅよう き はいりょ しんせい 日子保健サービスや子育で支援等の中での早期相談、家族への受容や気づきに配慮した申請によらない リェラ せいど しげん しえん しょう はったっしえん ちゃくもく サービスの利用、制度や資源につなげるつなぎの支援や、障がいのある子どもの発達支援に着目した せんもんてき しえん ほうかつてき こ はったっしえんたいせい せいび はか しえん 専門的な支援など、市町村において包括的な子ども発達支援体制の整備が図られるよう支援します。
- ・ 地域づくり委員会や地域づくりコーディネーター等による障がい保健福祉圏域内の関係機関のネットワークを構築し、さらに連携強化を推進し、市町村における子どもの発達支援をサポートします。
- ・ 市町村において実施が困難な専門的支援については、子ども総合医療・療育センターや旭川子ども

 まうごうりょういく はったつしょうがいしゃしまん ちいき こういきてき じっし けんいきない かんけい 総合療育センター、発達障害者支援(地域)センターから、広域的に実施するとともに、圏域内の関係

 きかんとう たい けんしゅう じょうほうこうかんとう きかい とお ちいき じんざいいくせいとう ずいしん しえんたいせい じゅうじつ 機関等に対する研修や情報交換等の機会を通して、地域の人材育成等を推進し、支援体制の充実をはか 図ります。
- ・ 障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援のサービス提供基盤となる施設や じゅうしょう まいび すいしん ままういく れんけい こそだ いっぱんしさく 事業所等の整備を推進するとともに、医療、教育との連携はもとより、子育て一般施策における 障がい見支援との連続・連携した支援や、家庭的な養育環境を提供する里親制度の活用などについて推進します。
- ・ 障がいへの気づきの段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い せんもんてき はったっしょん じゅうじっ はか ちいき 専門的な発達支援の充実を図るとともに、どの地域においても等しく一定の支援が受けられるよう もいきしえんだいせい こうちく はか 地域支援体制の構築を図ります。
- ・ 発達障がいのある子どもについては、早期に発達の遅れや偏りに気づき支援につなげるため、 はったっしょう リかい そくしん とりくみ すす はったっしょうがいしゃしえん ちいき ちいき ちょくせっ 発達障がいへの理解を促進する取組を進めるほか、発達障害者支援(地域)センターが、地域で直接 しえん おこな ほいくしょ がっこう じぎょうしょとう せんもんてき しえんぎじゅっ じょげん おこな しえん しっ こうじょうとう 支援を行っている保育所、学校、事業所等へ専門的な支援技術への助言を行い、支援の質の向上等

を促進します。

・ 児童発達支援センターの設置を推進するほか、施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合

はいくしょとうほうもんしえん しょうがいじ そうだんしえんとう してい う じどうはったっしえん
には、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の指定を受け児童発達支援センターと同等の機能を有す

しちょうそんちゅうかく こ はったっしえん
る市町村中核子ども発達支援センター*45の整備を進めます。

その市町村中核子ども発達支援センターの整備に当たっては、障がいの重度化・重複化や多様化にたいおう せんもんてききのう きょうか はか うえ ちいき ちゅうかくてき しえんしせっ にんてい はったっ おく 対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として認定し、発達の遅れ や 障 がいのある子どもとその家族、その子どもが通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他集団 生活を 営 む施設からの相談対応や助言その他の必要な援助を 行います。

- ・ 難聴がある子どもについては、早期に聞こえにくさに気づき、ことばや知識を学ぶための適切な支援を行うことが重要であることから、コミュニケーションを築くうえで必要な集団適応を早期に身にしないにちょうかくけんさ、りょういくでは、単れてはいないでは、発生のであるで必要な集団適応を早期に身にしたいないのである。 まず しゅうだんてきおう そうき から たいせいせいび きょうぎかい せっち しんせいじちょうかく けんさ りょういく たいせいせいび きょうぎかい せっち しんせいじちょうかく かけるため、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や、新生児聴覚 けんさ りょういく ちたい えんかつ じっし てびきしょ しゅうちとう しんせいじちょうかく 検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の周知等、新生児聴覚スクリーニングや にゅうようじけんこうしんさ きい なんちょう き りょういく 乳の児健康診査の際になるべく早く難聴に気づき、療育につなげる取組を進めます。
- ・ 難聴がある子乳幼児及びその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、市町村、医療機関、道立聾学校等が連携し、難聴を起因することばの遅れや、コミュニケーションへの影響、知的、社会的発達の遅れを未然に防ぐ、または最小限にとどめるため、可能ないができるよう。 まず、 まず まず はんしょう まん はんしょう まん はんしょう はん はんしょう はんしょう はん はんしょう はん はんしょう はん はんしょう はん はんしょう はん はんしょう はんちょう きょうし はんちょう きょうし はんしょう はん はん なんちょう りょういく はん はんてき しえん にゅうようじき はったつ そくしん はん なんちょうじしえん 限り早期に療育につなげ、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、難聴児支援のため ちゅうかくてききゅう ゆう たいせい かくほ すず の中核的機能を有する体制の確保を進めます。

(2) 家族への支援

まいしん してん 【推進の視点】

- ・ 障がいのある子どもの家族の子育で不安を軽減し、子育でに自信が持てるよう、発達の各段階に応 はったっ しぇん じて子どもの発達を支援するとともに、家族を含めたトータルな支援が必要です。
- ・ 家族への支援に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策との緊密な連携を図る 必要があります。

- ・ 障がいの受け止めや将来に対する不安などを抱えている家族に対して、保健センターや保健所、 じょうそうだんしょ りょういくきかん かか も きかん せんもんか しんりてき 児童相談所、療育機関など関わりを持つ機関の専門家が、心理的なケアやカウンセリング等の支援を そうだんかつどう おや かいかつどう ゆうきてき れんけい はか かぞく 行うほか、ペアレントメンター*46による相談活動や親の会活動などと有機的な連携を図り、家族へのしまん じゅうじつ つと 支援の充実に努めます。
- ・ 身近な場所において、子育でに関する相談支援や情報提供等を総合的に行うとともに、地域の子育で親子の交流などが図られるよう、支援に努めます。
- かぞく せいしんてき にくたいてき ふたん けいげん かっと みちか ちいき たんきにゅうしょとう りょう たいせいせいび っと 家族の精神的・肉体的負担を軽減するため、身近な地域で短期入 所等が利用できる体制整備に努めます。
- ・ 子どもに 障 がいがあることによって就 労 が制限されることのないよう、家族の就 労 のための支援

に努めます。

- しょう ・ 障がいのある子どものきょうだいの支援も重要であることから、きょうだい支援の活動をしている だんたいとう れんけい こころ しぇん とりくみ すす 団体等と連携した心の支援の取組を進めます。
- ・ 子どもを育てる保護者が、子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消 たの こそだ で ま ないま ほごしゃしぇん じゅうじっ はか し、楽しく子育てが出来るよう、地域での保護者支援の充実を図ります。

(3) 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

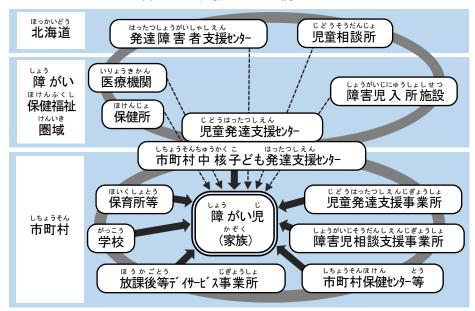
【推進の視点】

- ・ 就 学前、学齢期、卒 業時などを通じて一貫した指導や支援が 行われるよう、教 育委員会、学校等 かくし しゅうろう れんけい ひつよう と、福祉や就 労との連携が必要です。

- ・ 市町村の障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、ほけん びょういん しんりょうしょ ほうもんかんご じょうがいじょうがいしゃしえん ちいき 保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援(地域)センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、特別支援学校、児童委員等の関係をかん れんけい ほか しえん ひつよう こ ほごしゃ しえん ほいくしょ がつこう しゅうろうとう てきせつ いこう 機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制を整備します。
- はったつ おく かたよ にゅうようじけんこうしんき しちょうそんほけん とう はったつそうだん ほいくしょ 子どもの発達の遅れ、偏 りについては、乳幼児健康診査、市町村保健センター等の発達相談、保育所、ようちえん がっこうとう りょうとう とお き ばあい が だんかい けいぞくてき しえん おこな がは がれて 学校等の利用等を通して気づく場合があり、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子 保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を進めます。
- しまう きっき はっけんおよ しえんなら けんぜん いくせい すす にゅうようじけんこうしんさとう ぼ しほけんしさく 障 がいの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、乳幼児健康診査等の母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、日頃から障がいのある子どもに関わる部局と、子育て支援担当部局、ほけんいりょうたんとうぶきょく きょういくいいんかい れんけい みっ はか たいせい すす 保健医療担当部局や教育委員会との連携を密に図る体制づくりを進めます。
- しちょうそん ほけん ふくし きょういくとう れんけい そくしん しんこうきょく おこな はったっしえん かか かんけいしょくいん 市町村で保健・福祉・教育等との連携を促進するため、振興局が行う発達支援に関わる関係職員 けんしゅう きょういくきょく おこな とくべっしえんきょういく かか こうどう かいさい かんけいきかん の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーを合同で開催するなどし、関係機関におけてようほう きょうゆう か はか る情報の共有化を図ります。
- ・ 障がいのある子どもへの支援が適切に行われるために、学校、障害児通所支援事業所、障害児 ・ 障がいのある子どもへの支援が適切に行われるために、学校、障害児通所支援事業所、障害児 にゅうしょしせっしょうがいじそうだんしえんじぎょうしょ しゅうろういこう しえんじぎょうしょとう 入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援事業所等の障害福祉サービスを提供する事業所等 が緊密な連携を図り、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれる体制の整備を進めます。
- ・ 幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校 は まっぱい しょうがいじしまん かっよう まっぱくせい ちょう きょういくしまんけいかく いったいてき かっよう ちょうけい とったい しょうがい じしまん 等で作成される個別の教育支援計画を一体的に活用するとともに、サービス利用の際の障害児支援 リょうけいかくとう じぎょうしょ さくせい こべっしょんけいかくとう れんどう しょん ます 利用計画等や事業所で作成される個別支援計画等とも連動した支援を進めます。
- しちょうそん じりっしえんきょうぎかい しちょうそんとくべつしえんれんけいきょうぎかい しょう ふくしけいかくとうけんいきれんらくきょうぎかい 市町村における自立支援協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会とかくきょういくきょく せっち とくべつしえんれんけいきょうぎかい どうほんちょう せっち はったつしえんずいしんきょうぎかい こういきとくべつ 各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別しえんれんけいきょうぎかい れんけい ふくし きょういくおよ かんけいきかん じゅうそうてき しえんたいせい ずいしん 支援連携協議会がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。

ず しょう じしえん ちいきれんけい 図9 【障がい児支援の地域連携】

しょう 障がい児支援の地域連携(イメージ)



(4) 地域社会への参加・インクルージョン (包容)の推進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある子どもが 障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン(包容)を推進する必要があります。

【推進施策】

・ 障害児通所支援事業所、児童発達支援センター等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ はうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう ようちえん しょうがっこうおよ とくべつしえんがっこうとう そだ ば しえん きょうりょく (放課後児童健全育成事業)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できる たいせい こうちく ような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進を図るとと もに、保育所等訪問支援による、障がいのない子どもとの集団生活への適応、障がいのある子ども 本人への支援や訪問先施設等の職員に対する支援方法等の指導等を行います。

(5) 障がい児支援体制の基盤整備

【推進の視点】

- ・ 発達の遅れ、偏りや障がいのある子どもの心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に したったった。 発達の遅れ、偏りや障がいのある子どもの心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に したった。 まく しょう かぞく はったったが、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、発達の遅れに気 でいた段階から、できるだけ身近な地域で利用しやすい支援が受けられるよう、「障害児相談支援*47」 や、「障害児通所支援」、「障害児入所支援」の基盤整備が必要です。

- 障害児相談支援の整備
- ・ 身近な地域において、障がいに気づいた段階から継続的な相談支援が利用できるよう、地域づくり コーディネーターのサポートなどにより、市町村における相談支援体制づくりを支援します。
- しちょうそん かんけいきかん れんけい かくほ かくほ かくほ かくほ かくほ 市町村が関係機関の連携のもとで、ライフステージに応じた支援体制が確保できるよう、相談支援 せんもんいん いくせい ししつおよ せんもんせい こうじょう む とりくみ すす 専門員の育成、資質及び専門性の向上に向け取組を進めます。
- ・ 家族の子育でに対する不安感に寄り添い、早期発見、早期支援が促進されるよう、ペアレントメンタ ・ 家族の子育でに対する不安感に寄り添い、早期発見、早期支援が促進されるよう、ペアレントメンタ ・ 京東いとう かぞく たい しょんたいせい せいび はか しょう 一の養成等、家族に対する支援体制の整備を図るほか、 障がいのある子どもが待機することなく適切 たいせい な診療、療育を受けることができる体制づくりを支援します。
- 障害児通所支援の整備
- ・ 障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における ちゅうかくてき しえんしせつ じどうはったつしえん どうとう きのう ゆう しちょうそんちゅうかくこ はったつ 中核的な支援施設として、「児童発達支援センター」や同等の機能を有する「市町村中核子ども発達 支援センター」を活用し、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害 じつうしょしえんだいせい すいしん 現面所支援体制を推進します。
- ・ 障害児通所支援事業所は、障がいのある子どもに対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関で ・ 障害児通所支援事業所は、障がいのある子どもに対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関で しょうはいたつしえん およ どうとう きのう ゆう しちょうそんちゅうかくこ はったつしえん あることから、児童発達支援センター及び同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センター等 ちゅうしん が中心となり、障害児通所支援事業所に対して助言等を行う体制を推進します。
- ・ 児童発達支援センターの施設基準を満たしていなく指定を受けられないが、保育所、学校等の集団 せいかつ いとな しせつ そうだん おう えんじょ おこな ちいきれんけい すす しちょうそんこ はったつしえん 生活を営む施設からの相談に応じ、援助を行うなど地域連携を進める市町村子ども発達支援センター じょうはったっしえん きのう ゆう きかん にんてい おお けんいき れんけいたいせい せいび を児童発達支援センターと同等の機能を有する機関と認定し、より多くの圏域において連携体制の整備 すす を進めます。
- ・ 障害児通所支援事業の質の向上を図るため、関連施設との連携を促進するとともに、事業所の指定、 ・ にどうかんさ じんざいいくせい けんしゅうとう きかい じどうはったつしえん いっそう いっそう おうよう いっそう はか しょうかんさ じんざいいくせい けんしゅうとう きかい じどうはったつしえん いっそう おっよう いっそう しょん しゅうじつ はか の支援の充実を図ります。
- ・ 地域における重層的な支援体制を構築するため、道立施設や発達障害者支援(地域)センターなど からの専門的支援のシステムづくり及び地域支援を進めます。
- 障害児入所支援の整備
- にようがいじにゅうしょしせつ りょう こ かぞく しえん にりっしえんきょうぎかいとう ば かつよう 障害児入所施設を利用する子どもとその家族への支援については、自立支援協議会等の場を活用し、 しちょうそん しょうがいじにゅうしょしせつ じどうそうだんしょ ほけん ホリょうきかん そうだんしえんじぎょうしょ がっこうおよ しょうがい 市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、医療機関、相談支援事業所、学校及び障害 ふくし じぎょうしょとう れんけい にゅうしょしせつ りょう まえ しえんたいせい かくにん たいしょご 福祉サービス事業所等と連携し、入所施設を利用する前からそれぞれの支援体制を確認し、退所後のしえん み す れんらくちょうせい はか 支援を見据え、連絡調整を図っていきます。

- ・ 施設を利用する子どもの中には虐待を受けた子どもが多くいることから、その支援に当たっては、

 こま たいおう おこな ひつよう しせつ じょうきょう おう しょうきほ どうにゅう けんとう より細やかな対応を 行う必要があり、施設の 状況に応じて、小規模グループケアの導入を検討する とともに、入所施設の専門機能の強化を支援します。
- ・ 18歳を迎える子どもが、退所後も安心して生活できるよう、入所中から、日中活動の体験利用や にゅうしょんきょうぎかいとう ば かつよう しちょうだん しょうがい じ にゅうしょしせつ じどうそうだんしょ ほけん 宿泊体験、自立支援協議会等の場を活用し、市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、 にりょうきかん そうだんしえんじぎょうし がっこうおよ しょうがいふくし 医療機関、相談支援事業所、学校及び障害福祉サービス事業所等の職員等の連携のもと、その子に適したき、とした進路支援を行う体制を整備します。
- ・ 社会的養護の必要な障がいのある子どもの措置に関しては、障がいの程度や地域特性等により、障がいのない子どもを含めた集団の中で育ちをできるだけ支援することも含めて対応します。

(6) 特別な支援が必要な子どもへの支援

【推進の視点】

**** 被虐 待や社会的養護等の特別な支援が必要な 障 がいのある子どもへの支援が必要です。

ずいしんしき く 【推進施策】

- ・ 児童養護施設や里親等を活用している障がいのある子ども、あるいは、家庭で養育されている障がいのある子ども、あるいは、家庭で養育されている障がいのある子どもに対し、児童相談所や市町村と連携し、障がい児支援の専門性を活かした支援の提供について検討します。
- 7 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援
- (1) 発達障がいのある人への支援の充実

【推進の視点】

- ・ 身近な地域において、必要な支援が得られるよう取組を推進するとともに、多くの道民が発達障が ただ りかい ふきゅうけいはつ はか ひつよう いを正しく理解するための普及啓発を図ることが必要です。

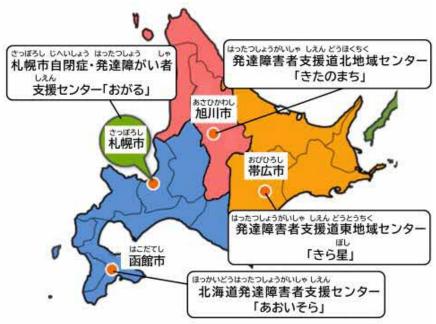
すいしんし さく 【**推進施策**】

- ・ 発達障がいに関する課題について、関係機関と情報共有を図り、地域の実情に応じた支援体制等はなって、発達支援推進協議会において、意見交換を行い充実を図ります。
- はったつしょう ひと かぞく と ま かんきょう にゅうようじき がくれいき しゅうろう きとう いっかん 発達障がいのある人やその家族を取り巻く環境について、乳幼児期、学齢期、就労期等、一貫し できせつ ひ つ おこな かんけいきかん れんけい そくしん た切れ目のない支援が行えるよう、適切に引き継ぎを行うなど、関係機関との連携を促進します。
- ・ 発達障がいのある人やその家族が、可能な限り身近な地域において必要な支援が受けられるよう、はったつしょうがいしゃしえん ちいき 発達障害者支援(地域)センターが地域づくりコーディネーターと協働し、地域の医療、保健、福祉、きょういくとう かんけいきかん みんかんだんたい れんらくちょうせい じょうほうていきょうおよ けんしゅう じっし はったつしょうがいしゃ 教育等の関係機関や民間団体との連絡調整、情報提供及び研修を実施するとともに、発達障害者支援(地域)センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対し、市町村等では対応が困難な

こべつ そうだんしえん おこな しえんしゃ いっしょ 真に必要な相談について、地域の支援者と一緒に個別の相談支援を 行 い、地域の相談支援体制づくり を推進します。

りかい 発達障がいの特性などに対する理解の促進を図るため、フォーラムやパネル展の開催など道民の かたがた はばひろ けいはつかつどう すいしん そうだんしえんきかん はったつしょう かん しんりょう おこな いりょうきかん 方々への幅広い啓発活動を推進し、相談支援機関や、発達障がいに関する診療を行っている医療機関 とう じょうほう 等の情報をホームページ等により提供します。

【発達障害者支援センターの支援対象エリア】 図10



(2) 医療を必要とする在宅の障がい児者等への支援

【推進の視点】

- 重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活 するためには、身近な地域で心身の状況に応じた支援を受けることが重要であり、支援を行うに当 げんじょうとう たって、その人数や受けているサービスなどの現状等を把握するとともに関係機関が連携を図り、子 まとな き め な いっかん しぇん ていきょう ちぃき しぇんたいせい こうちく ひっょう どもから大人まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域の支援体制の構築が必要です。
- にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな いくせいいりょう 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、育成医療をはじめとする自立 支援医療*49等の適切な提供が必要です。

- しえんたいせい じゅうじつ 支援体制の充実
- こういきぶんさん ちいきとくせい ほんどう じゅうしょうしんしんしょう いりょうてき こういきぶんさん ちいきとくせい ゆう ほんどう じゅうしょうしんしんしょう いりょうてき ひっょう ざいたく しょう 広域分散の地域特性を有する本道において、重 症 心 身 障がいや医療的ケアの必要な在宅の 障 がい のある人への支援の推進を図るため、道、圏域、市町村において、関係者の協議の場の設置を進めるほ れんらくきょうぎかい とくべつし えんがっこう いりょうてき れんけいそくしん か、関係機関や「特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」等との連携促進を図り、その支援が 学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう努めます。
- もいき いりょうきかん しょうがいふくし じぎょうしょとう しちょうそん れんけい じゅうしょうしんしんしょう いりょうてき 地域の医療機関、障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの ひつよう きいたく しょう しゅう にっちゅうかつどう きんか かそく きゅうそく かくほ かくほ がい 必要な在宅の 障 がいのある人の日 中活動への参加や家族の休 息 (レスパイト) の確保など、地域生活 を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられ

たんきにゅうしょとう ていきょう おこな じぎょうしょ ぞうか む とりくみ すす るよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。

- ちょくせつてき していきょう にな て かんごしとうじゅうじしゃ いくせい かくぼ はか ちいき いりょうきかん 直 接的なサービス提供の担い手となる看護師等従事者の育成、確保を図るため、地域の医療機関や しょうがいふくし じぎょうしょとう しょくいん たいしょう じゅうしょうしんしんしょう ひと しぇんほうほうとう かん 障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障がいのある人への支援方法等に関する けんしゅう てきせつ いりょうてき おこな ひつよう ちしき ぎじゅつ かん けんしゅう かんげいだんたいとう れんけい 研修や、適切な医療的ケアを行うために必要な知識、技術などに関する研修を関係団体等と連携し てきせつ いりょうてき 実施します。
- おこな かくたんきゅういんとうぎょうむ か い ごしょくいんとう けいかくてき 障害福祉サービス事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等の計画的な養成を図ります。 じゅうしょうしんしんしょう
- じゅうしょうしんしょう いりょうてき いっとう ざいたく しょう かいのある人の受入れを 行 う地域の医療機関や 重 症 心 身 障がいや医療的ケアの必要な在宅の 障 がいのある人の受入れを 行 う地域の医療機関や じぎょうしょとう はあく ちいき かんれんぶ ん や しえん ちょうせい おこな いりょうてき しょうがいふくし じぎょうしょとう はあく ちいき かんれんぶんや しぇん ちょうせい おこな いりょうてき 障害福祉サービス事業所等を把握するほか、地域において関連分野の支援の調整を行う医療的ケア じょう しょざい しちょうそん はいち じんざい いくせい おこな 児等コーディネーター*50が医療的ケア児等の所在する市町村に配置できるよう人材の育成を行い、 しょう ひとほんにんおよ かぞく えんかつ ひつょう しえん う かんきょう せいび 障がいのある人本人及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備します。

 また、その人材育成に当たっては、コーディネーターに求められる役割等に沿って研修 することと します。

重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の家庭等を訪問し、必要な支援を たな しょうきょうそん じっし こんなん せんもんてきしぇん しゅうそうてき しぇんたいせい せいび はか かん 行 うほか、市町村において実施が困難な専門的支援なども含め、重層的な支援体制の整備を図ります。 じりつしえんいりょうとう ていきょう

● 自立支援医療等の提供

- しょう ひと しんしん しょう じょうたい けいげん はか じりっ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 障がいのある人が、その心身の 障 がいの状 態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を 営 ひつよう いりょう じりっしぇんいりょう てきせつ う どう しちょうそんおよ いりょうきかん れんけい むために必要な医療である自立支援医療を適切に受けられるよう、道、市町村及び医療機関が連携し 制度の周知や利用者の支援に努めます。
- じゅうどしんしんしょう けんこう ほ じ ふくし ぞうしん はか しちょうそん じっし ひと 重度心身 障 がいのある人の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対 ほっかいどういりょうきゅうふじぎょう し、北海道医療給付事業*51による支援を行います。

(3) 難病等である人への支援

【推進の視点】

しょうがいしゃそうごうし えんほう たいしょう

- なんびょうとう ひと 障害者総合支援法の対象とされた、難病等である人に対する地域の支援体制づくりが必要です。 たいしょう
- ^{たいもがなれた} 令和元年(2019年)7月から、対象となる疾病が361疾病に拡大されたため、これらの疾病をもった かたがた えんかつ せいど りょう しゅうち つと ひつょう 方々が円滑に制度を利用できるよう周知に努める必要があります。

【推進施策】

- しんたいじょうきょうとう 身体状況等に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう、相談体制や地域生活支援事業の充実 を図ります。
- しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ちゅうしん かんけいきかんとう れんけい しゅうぎょうおよ せいかつしえん 障害者 就 業・生活支援センターを中心とした関係機関等との連携による 就 業 及び生活支援を 推進します。
- 北海道難病センター、市町村及び関係団体と連携して、新たに障害者総合的支援法の対象とされ た疾病をもった方を含め、難病等である人への制度の普及や必要な情報の提供を図るとともに、 ニーズに応じた障害福祉サービス等の活用を促します。 ニーズに応じた障害福祉サービス等の活用を促します。

また、医療機関に対し、制度対象となることなどについて周知するとともに、障害福祉サービス しょくい とくちょう い はか なんびょうとう い ひと うけいれ たいしょう もと 事業所に対しては、疾病の特徴などの周知を図り、難病等である人を受入の対象とするよう求める ひと えんかつ など、難病等である人が円滑にサービス利用できるように努めます。

- せいしんほけんふくし いりょうしさく じゅうじつ **8 精神保健福祉 医療施策の充実**
- ちいきせいかつ ささ たいせい せいび

(1) 地域生活を支える体制の整備

【推進の視点】

- ・ 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるためには、地域の理解と医療機関を含からけいきかん れんけい けいぞくてき しえん ひっよう めた関係機関の連携による継続的な支援が必要です。

- 生活全般を支える相談支援体制の構築
- ・ 市町村を中心とするすべての障がいのある人を対象としたワンストップ(一か所ですべてに対応できる。)で、中立・公平な相談支援を行うため、地域づくりコーディネーターを活用し、総合的なきがはまるとなる「基幹相談支援センター」の整備とともに、虐待に関する総合的窓口であるします。そのようだんようがいしゃぎゃくたいぼうした。またようぞんしょうがいしゃぎゃくたいぼうした。かんけい「市町村障害者虐待防止センター」や市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。
- ・ 相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に まくてい まいま まいま まくてい まいま しょん として 「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。
- ●「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築
- ・ 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、既はんに、 はっちに はっちに といる保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、 広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制を構築します。
- ・ 精神障がいのある人に対する地域住民の理解促進及び適切な初期支援*52の実施に向けて、研修会 * 行うなど、地域における受入れのための普及啓発に努めます。

- ・ ピアサポーター等を配置した精神障がい者地域生活支援センターにおいて、精神科病院や相談支援
 じぎょうしょとう ほうかつてき れんけい せいしんしょう ひと ちいきいこう そくしん 事業所等との包括的な連携などにより、精神障がいのある人の地域移行を促進します。
- ・ 退院後に安定した地域生活を送れるよう、精神科病院や相談支援事業所等の専門職スタッフによる
 はうもんとうしまん。すいしん
 はうちんとうしまん。すいしん
 はうちんとうしまん。すいしん
 お問等支援を推進します。
- 高次脳機能 障がいに対する体制の整備
- ・ 高次脳機能障がいへの理解を深めるため、各障がい保健福祉圏域において、講演会、研修会の開催 まきゅうけいはつ まこな ほけんしょ そうだんしえんとう すす などによる普及啓発を行うとともに、保健所における相談支援等を進めます。

- ・ 高次脳機能 障 がいのある人に対するリハビリテーションの提供や地域生活を支援するため、就 労、
 しゅうがく ざいたくせいかつ しょうがいふくし じぎょうしょとう りょうしえん しょんたいせい じゅうじつ はか 就 学、在宅生活、障 害福祉サービス事業所等の利用支援などの支援体制の充実を図ります。
- ひきこもり者に対する相談体制の整備
- ・ ひきこもりの方に対して、早期に対応するため、市町村や自立相談支援機関等の相談機関との連携 きょうか すいしん 強化を推進します。

● 依存症対策の推進

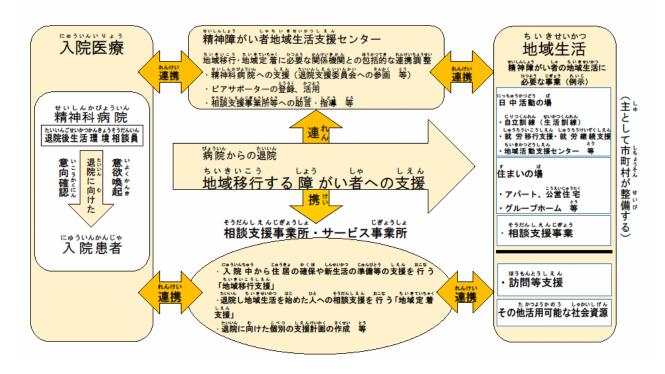
- ・ 依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるよう、地域住民に対す けいはつ いぞんしょう じじょ る啓発や依存症の自助グループや支援者が実施しているミーティングの手法を学ぶ機会の確保など、 いぞんしょうしえんたいせい こうちく そくしん 依存症支援体制の構築を促進します。
- ほっかいどう けんこうしょうがいたいさくすいしんけいかく およ ほっかいどう とういぞんしょうたいさくすいしんけいかく もと 「北海道アルコール健康障害対策推進計画」及び「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基 よほうおよ そうだん ちりょうかいふくしえん いた き め しえんたいせい せいび づき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。

(2) 保健・医療の推進

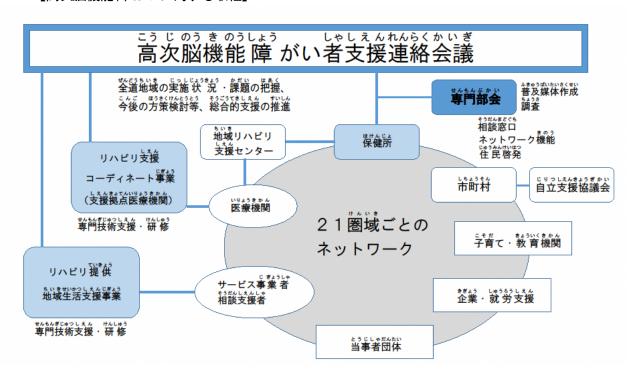
【推進の視点】

- 支援体制の強化
- ・ 対面や電話による心の健康相談を実施するとともに、自殺対策や依存症等に関する研修や技術支援

 しまょうそんとうみちか ちいき そうだんたいせい せいび はか により市町村等身近な地域における相談体制の整備を図ります。
- ・ 日常生活における 障がいを軽減し、自立を促進するため、市町村等が 行 う機能訓練への支援を進めるなど、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備を推進します。



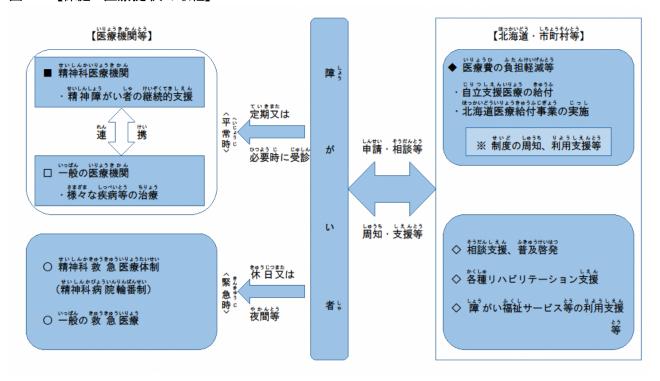
ず こうじのうきのうしょう たい とりくみ 図12 【高次脳機能 障 がいに対する取組】



● 関係機関の連携強化

- ・ 「北海道自殺対策連絡会議」や、道立保健所に設置している「自殺対策地域連絡会議」を通じ、保健、いりょう ふくし きょういく しほう しょうこう ろうどうとう かんけいきかんおよ だんたい れんけい ほっかいどうじょったいさくこうどう 医療、福祉をはじめ、教育、司法、商工・労働等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動けいかく もと しょく そうごうてき すいしん 計画」に基づく施策を総合的に推進します。
- きゅうきゅういりょうしせつ せいび がっぺいしょう かた えんかくち かた たいおう ちいき いりょうきかん・ 救 急 医療施設の整備のほか、合併症の方や遠隔地の方へ対応するため、地域における医療機関の れんけいきょうか すいしん 連携強化を推進します。

ず ほけん いりょうていきょう とりくみ 図13 【保健・医療提供の取組】



- 9 就労支援施策の充実・強化
- (1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人がいきいきと働くことのできる地域社会の実現のためには、地域の方々、障害福祉サービス事業所、企業、行政等すべての道民が、「障がい」や「障がいのある人が働くこと」についりかい。 かん はんしゅう はんせい はんしゅう はんせい はんだい おうえん たいせい ひっよう て理解を深め、地域社会全体で応援する体制づくりが必要です。
- ・ 福祉的就労における工賃向上や障害福祉サービス事業の安定的な運営に向けて、民間ノウハウを せっきょくてき、かつよう しゅうろうし えん そうごうてき たいせい じゅうじつ ひつよう 積極的に活用し、就労支援のための総合的なサポート体制の充実が必要です。

すいしんし さく 【**推進施策**】

- 働く障がい者に対する道民の応援
- ・ 障がいのある人の就労に関する理解を促進するため、道民一人ひとりにホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用し、雇用事例や障害福祉サービス事業等の情報提供を行うとともに市町村によりに表している広報などの取組を進めます。また、こうした取組により、道民による障害福祉サービス事業所(就労継続支援事業所や生産活動を行う地域活動支援センター等)や障がいのある人を雇用している企業等(以下「障害者就労施設等」という。)からの購買など応援の取組を促進します。
- 働く障がい者に対する企業・行政の応援
- ・ 北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度*54」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組~道民一人 1 アクション*55」により、企業等による障がいのある人の雇用やしまうがいしゃしゅうろうしまつとう ゆうせんはっちゅう きぎょう れんけい しゅうろうしまん とりくみ すいしん 障害者就労施設等への優先発注など、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、そのないよう ひろ どうみん ピーアール 内容を広く道民にPRします。
- にんしょうせいど ひつよう おう ひょうかきじゅん みなお おこな にんしょう しゅとく そくしん 認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行うとともに、認証の取得を促進するた

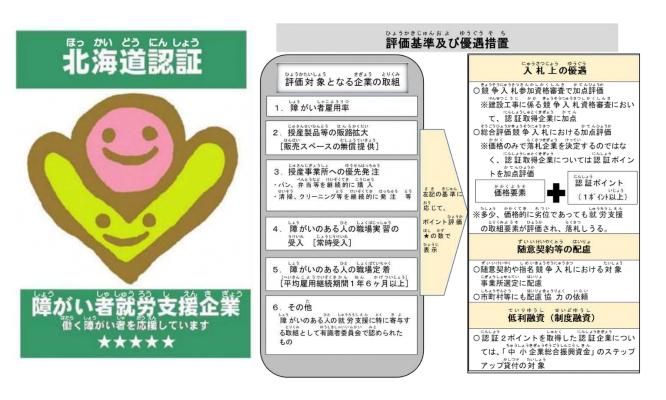
ゆうぐう そ ち どうにゅう どう ていりゅうし にゅうさっとう はいりょ めの優遇措置として導入した道の低利融資や入札等での配慮について、より効果的な制度となるよう けんとう おこな せいど ふきゅう かくだい はか 検討を行いながら、制度の普及・拡大を図ります。

- けいざいだんたいとう しょう ひと こょう いっそう すいしん ようせい
- 経済団体等へ障がいのある人の雇用を一層推進するよう要請します。
- ・ 道は、毎年、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針 きくてい とくていずいいけいやくせいど かつよう ぶっぴんこうにゅう えきむ ていきょうとう しょうがいしゃしゅうろう を策定し、特定随意契約制度*56の活用などにより、物品購入や役務の提供等について、障害者就労 にせっとう たい ゆうせんてき はっちゅう っと しょう かいのある人を雇用する企業等への配慮措置について検討を行います。

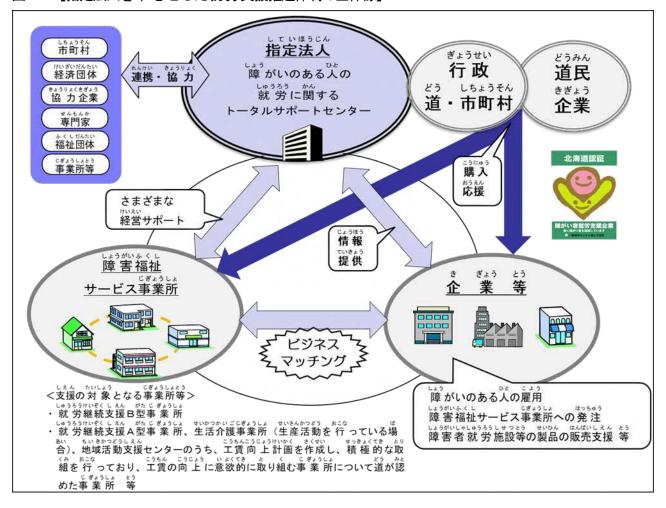
しちょうそんとう たい しょう ひと しゅうろう しせっとう ぶっぴんとう ゆうせんてき ちょうたつ すいしん また、市町村等に対して、 障 がいのある人が就 労する施設等からの物品等の優先的な調 達を推進 ほうしん さくてい うなが しょうがいしゃしゅうろうし せっとう はっちゅうそくしん はたら おこな するための方針の策定を促し、障害者就 労施設等への発 注促進について、 働 きかけを 行 います。

- 北海道障がい者条例に基づく指定法人制度の推進
- ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと していぼうじん かく いちげんてき しゅうろうし えんすいしんたいせい かんけいき かん 北海道 障 がい者条 例に基づく指定法人を核とした一元的な就 労支援推進体制により、関係機関と きんみつ れんけい しょうがいふくし じぎょう けいえいかいぜん じゅちゅうかくだいとう こうちんこうじょう む かくしゅとりくみ 緊密に連携しながら、障害福祉サービス事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向けた各種取組 しゅうちゅうてき こうかてき すいしん を集中的かつ効果的に推進します。
- ・ 道の調達方針に基づき、指定法人は各部局等が物品の調達を検討する際の相談窓口となり、障害 ・ 道の調達方針に基づき、指定法人は各部局等が物品の調達を検討する際の相談窓口となり、障害 ・ (こまり) というようかのう ぶっぴんとう じょうほう しゅうしゅう ていきょう しょう とりくみ おこな とりくみ おこな 福祉サービス事業所が提供可能な物品等の情報の収集や提供、マッチング支援などの取組を行います。

図14 【就労支援企業認証制度】



** していほうじん ちゅうしん しゅうろうしぇ んすいしんたいせい ぜんたいぞう 図15 【指定法人を中心とした就労支援推進体制の全体像】



(2) 一般就労の推進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人の就労支援を推進するためには、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、様々
 ぶんや いったいてき しえん おこな ちいき しゅうきょうめん せいかつめん いったいてき な分野において一体的に支援を行うとともに、地域においては、就業面と生活面における一体的なしえん おこな しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ちゅうしん しゅうろうしえん かつよう 支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援ネットワークなどを活用し、かんけいきかん きぎょう しちょうそんとう れんけい きょうどう すいしん ひつよう 関係機関や企業、市町村等との連携や協働を推進することが必要です。
- ・ 一般就 労及び職場定 着の促進のために、就 労系サービス事業所(就 労移行支援事業所、就 労継続しまんじぎょうしょ しゅうろうけいぞく 一般就 労及び職場定 着の促進のために、就 労系サービス事業所(就 労移行支援事業所、就 労継続しまんじぎょうしょ しゅうろうていちゃくしまんじぎょうしょ しゅうろうていちゃくしまんじぎょうしょ しゅうろう し えんたんとうしょくいんとう 支援事業所、就 労 定 着 支援事業所)におけるサービスの質の向 上 と、就 労支援担当 職 員等のスキーででは、 こうじょう ひつよう いつよう しゅうろう し えんたんとうしょくいんとう しょうじょう ひつよう しゅうろう し えんたんとうしょくいんとう しゅうろう し えんたんとうしょくいんとう 大き 大き しゅうろう し えんたんとうしょくいんとう 大き 大き 大き しゅうろう し えんたんとうしょくいんとう 大き 大き 大き しゅうろう し えんたんとうしょくいんとう 大き 大き 大き しゅうろう し えんじぎょうしょ しゅうろうけいぞく しゅうろう いこう し えんじぎょうしょ しゅうろうけいぞく しゅうろう いこう し えんじぎょうしょ しゅうろうけいぞく こうじょう しょんじぎょうしょ しゅうろうけいぞく こうじょう しゅうろう いこう し えんじぎょうしょ しゅうろうけいぞく こうじょう しゅうろう いこう し えんじぎょうしょ しゅうろうけいぞく こうじょう しゅうろう いこう し えんじぎょうしょ しゅうろうけいぞく こう にゅうろう ロスター・ロール は 労 スタービス事業 所 (就 労 を できるう ロスター・ロール は 労 スタービス事業 所 (就 労 を できるう ロスター・ロール は 労 スター・ロール は スター・ロール は

- ●関係機関のネットワークの充実
- ・ 北海道障害者雇用支援合同会議を中心に公共職業安定所、高齢・障害・求職者雇用支援機構 ほっかいどうしょぶ こうとうぎじゅつせんもんがくいん しょうがいしゃしょくぎょうのうりょくかいはつこう ろうどうかんけいきかん きょうりょく せいど 北海道支部、高等技術専門学院、障害者職業能力開発校などの労働関係機関と協力して、制度、しきく おうだんてき ちょうせい もと いっかん こようだいせい すいしん ちいき ふくししせつ きぎょう れんけい すす 施策の横断的な調整に基づく一貫した雇用体制を推進し、地域の福祉施設、企業との連携づくりを進めます。